

商工会は、地域に密着した 唯一の総合経済団体です。



商工会事業概要

商工会は、地域事業者が会員となり、ビジネスやまちづくりのために活動を行う総合経済団体です。「商工会法」に基づいて設立され、全国の市町村に1,671（平成26年9月現在）の商工会があり、約85万の事業者が加入しています。全国的なネットワークと高い組織率（地域事業者の約60%が加入）を有し、国や都道府県の小規模企業支援施策（経営改善普及事業）の実施機関としても、さまざまな事業を実施しています。さらに各都道府県には商工会連合会があり、広域的に地域事業者のみなさまを支援いたします。

商工会の2大事業

事業者の経営改善

経営改善普及事業

小規模事業者の経営や技術の改善発達のために、経済産業大臣や都道府県の定める資格をもつ経営指導員などが、金融・税務・経営・労務などの相談や指導に従事します。



地域社会の発展

地域振興事業

地域の「総合経済団体」として、また中小企業の「支援機関」として、経済活動を通じた元気な地域づくりと商工業振興のため、意見活動、まちづくり、社会一般の福祉の増進など、さまざまな事業に取り組んでいます。



小規模基本法とは？ 国の施策ほか

小規模企業に
光が当たる道筋が
開かれました



小規模企業振興基本法とは？国の施策の方向性について明示

平成26年6月20日「小規模企業振興基本法」が制定され、国は全国各地で頑張る事業者のみなさまに対する支援を強化することとなりました。また商工会は、市町村や金融機関等と連携しながら、これまで以上に経営支援を行います。

今後、小規模企業振興基本法に基づき、さまざまな国の施策が実施されることとなります。商工会では常に最新の施策をご紹介・ご案内いたしますので、是非商工会をご活用ください。

例えば…

精肉店でショーケースを
入れ替えたい！



新規事業を立ち上げたい！



事業を多角化したい！



商品やパッケージデザイン
の変更をしたい！



補助金が使えるかもしれません。

専門家にアドバイスを得ることが
できるかもしれません。

ご利用いただける補助金・制度をご案内いたします

経営のこと、誰かに 相談したい…。 経営支援

さまざまな面から
経営をサポート
しています！



商工会は多くの事業者の方々とともに歩む地元のビジネスパートナー。相談は原則無料、秘密は厳守です。一度、ざくばらんにお話してみませんか？

1 頼ってください、経営指導員

商工会窓口での相談はもちろん、みなさまの事業所を直接訪問する巡回訪問も行い、事業や商売、経営の改善や事業発展をサポートいたします。「事業資金を借りたい…」「事業を承継したい…」「商品のパッケージを一新したい…」「税金のことがよくわからない…」「経営の革新を図りたい…」「取引先が倒産した…」など、さまざまなご相談に対応できる体制を整えています。



2 役に立ちます、セミナー・研修会

事業に必要な経営知識、最新の施策情報をご提供するため、各種講習会や研修会などを開催しています。経営力向上セミナーやIT初心者向けパソコン研修など、実際の業務にすぐに活かせる内容になっており大変好評をいただいております。



3 専門家を派遣します、「エキスパートバンク」

みなさまの相談に応じて、各商工会連合会で選定したエキスパートが直接事業所におうかがいする制度です。専門家の立場から、より具体的かつ実践的なアドバイスを受けることで、問題解決を図ることができます。たとえば、店舗レイアウトの改善、品質管理の導入、就業規則等の見直し、ISO導入に係る指導など、経営や技術力の強化を図りたい事業者の方々を支援します。都道府県ごとの制度内容となっており、一部費用をご負担いただく場合もございますので、お近くの商工会にお問い合わせください。



融資のことは 相談できる？ 金融相談・あっせん

無担保・無保証・低利の
「マル経融資制度」
などをご紹介します



金融や信用保証に関する相談やあっせんも行っています。特に、商工会の推薦により日本政策金融公庫が無担保・無保証・低利で融資する「マル経融資制度」は、経営改善を図ろうとする多くの事業者の方々にご利用いただいています。

運転資金として

仕入資金、手形決済資金、
給与・ボーナスの支払い
など

たとえば
こんなとき



設備資金として

工場・店舗の改装資金、
車両購入、機械設備の
購入など

融資対象	常時使用する従業員が 商業・サービス業:5人以下 (宿泊業・娯楽業を除く) 製造業・その他:20人以下 の事業者 ●商工会の経営指導を6ヵ月以上(原則)受けている方 (財務会計の整備状況等に応じて短縮できる場合があります) ●税金(所得税、法人税、事業税、都道府県民税等)を完納(原則)している方 ●同一地区(原則)で最近1年以上事業を行っている方 ●商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
融資限度額	2,000 万円以内
返済期間	運転資金7年以内(据置1年以内) 設備資金10年以内(据置2年以内) ※返済期間および元金返済据置期間は、上記の範囲内で、ご希望の期間に設定できます
保証人担保	保証人不要(法人の場合、代表者保証も不要)、担保不要
融資利率	年1.25% (平成 28年10月13日現在) ※最新の金利は商工会にご確認ください
融資機関	日本政策金融公庫

税や経理って すごくめんどろ... 税務・経理

税務申告や
経理も
おまかせください



「税金っていろいろ控除があるみたいだけど...」「青色申告制度ってなに?」など、みなさまのさまざまなお悩みに対し、帳簿の付け方から決算、申告の仕方まで、丁寧にサポートいたします。



1 税理士への 無料相談も実施

決算や申告期には、税理士が専門の相談員として無料の税務相談に応じえています。

2 記帳代行で 日々の負担を軽く

元帳作成などめんどろな記帳業務をみなさまに代わってスピーディに処理します。さらに、分析した経営データを毎月お届けいたします。



ご自身で記帳をされる方には...

安心・楽々な経理システム「ネットde記帳」

「ネットde記帳」は、インターネットを利用した経理システムです。伝票入力や決算、各種申告書作成等が「いつでも」「どこでも」「誰にでも」簡単に行なえます。

<http://www.shokokai.or.jp/kicho/index.html>



ポイント
その1

データのバックアップも心配いらず!

プログラムやデータは、商工会のクラウドで一元的に管理しています。そのため災害等でパソコンに不測の事態が発生しても、データの消失や個人情報の漏洩等の心配が不要です。

ポイント
その2

商工会が丁寧にサポート!

操作方法から記帳・経理の指導まで、わからないことや不安なことはなんでもご相談ください。来会せずとも、インターネット上でリアルタイムにアドバイスを受けることも可能です。

ポイント
その3

建設業・不動産業・農業にも対応!

商工業だけではなく、建設業や不動産業、農業にも対応しています。勘定科目や仕訳など、業種の違いもしっかりカバー。どなたにも使いやすいシステムです。

従業員や経営者のもしもの備えは？

労務・共済制度

1 社会保険 加入の相談・アドバイス

すべての法人事業所や、常時5人以上の従業員を雇用している一般の個人事業所（飲食・サービス・農・林・漁業等は除く）は、事業者や従業員の意思に関係なく、健康保険・厚生年金に加入しなければなりません。
従業員が5人未満の個人事業所でも、一定の手続きをして厚生労働大臣・日本年金機構の認可を受ければ、健康保険・厚生年金に加入することができます。

2 労働保険の事務代行

従業員を1人でも雇用する事業者は、必ず労働保険に加入しなければなりません。手続きがわずらわしい方、人手不足のため事務処理に困っている方には、商工会が運営指導している労働保険事務組合への事務委託をおすすめします。事務処理が軽くなるだけでなく、労災保険に加入できない事業者や家族従事者も、労災保険に特別に加入することができます。

3 共済・退職金・ 保険制度の相談

安心、有利な各種共済、退職金、保険制度をご用意しております。



こんな制度も
あります

商工貯蓄共済制度

貯蓄・融資・保障・医療の4つの充実

全国商工会経営者休業補償制度

けが・病気等による不意の休業にうれしい所得補償

商工会の業務災害保険制度

企業向け賠償補償と従業員向け労災補償をセット

中小企業PL保険制度 ※海外PL保険もあります

割安保険料で製造物責任対策は万全

全国商工会情報漏えい保険制度

もしも個人・法人情報が漏えいした場合に備えて

小規模企業共済制度

事業者のための国の退職金制度

経営セーフティネット共済 (倒産防止共済)

取引先がもしものときに備えて

中小企業退職金共済制度

中小企業でも従業員の退職金を

特定退職金共済制度

商工会員企業のための従業員退職金制度